

平成24年11月25日

池田市図書館協議会  
会長 石田晶大 様

池田市立図書館  
館長 榊野佳孝

### 諮 問 書

次の事項について、図書館法第14条第2項に基づき諮問します。

「図書館における指定管理者制度の導入について」

#### <諮問するに至った経緯>

平成15年6月の地方自治法の一部改正を受け、全国の自治体において指定管理者制度の導入が進んでいます。池田市においても『池田市行財政改革推進プラン』が策定され、「民間でできることは民間で行う」という考えのもと、徹底したアウトソーシングに取り組む・・・と記述されており、実施プログラムのひとつとして、平成23年度から26年度にかけて「図書館など施設への指定管理者制度導入拡大を検討する。」ことが挙げられています。

現在、池田市公共施設の多くにおいてその導入が進み、教育委員会の所管する社会教育施設のうち、図書館、石橋プラザ、資料館、公民館を除く全ての施設において指定管理者制度が導入されています。

図書館は、その設置目的から高い公共性が求められてきたところです。指定管理者制度の導入に当たっては、他の公共施設よりも一層多角的に方向性を見極める必要があります。

そこで、図書館の特性なども考慮しながら、図書館への指定管理者制度の導入についての基本的な考え方を整理するため、これを池田市図書館協議会に諮問するものです。